最近の主な公職選挙法の改正について

（Ⅰ）在外選挙制度・選挙人名簿抄本の閲覧制度の改正

一　在外選挙制度の改正

現行

〈対象選挙〉　衆・参の比例代表選挙

〈投票方法〉　在外公館投票（※）と郵便等投票の選択制
（※）世界各地約200の在外公館で実施

〈公館投票期間〉　公示日又は告示日の翌日から原則として選挙の期日前５日までの間
（※）期日前５日まで：９公館、６日まで：25公館、７日まで：95公館、
８日まで：39公館、９日まで：２４公館、10日まで：４公館

※情報提供（便宜供与）　便宜供与として、名簿届出政党等の一覧（※）を各在外公館に備え置き
総務省のＨＰに上記の情報を掲載
（※）衆比については政党等の名称、参比については政党等の名称及び名簿登載者の氏名

改正内容　（施行期日：（1）は公布（平成18年6月14日）後1年以内において政令で定める日、
（2）は平成19年1月1日）

（1）在外投票

〈対象選挙〉　衆議院議員及び参議院議員の選挙（<u>選挙区選挙も対象</u>）

〈投票方法〉　在外公館投票と郵便等投票の選択制
ただし、<u>再選挙又は補欠選挙については、当該選挙に係る在外選挙人が管轄区域内にいないと見込まれる在外公館においては、在外公館投票は行わない</u>

〈公館投票期間〉　○総選挙・通常選挙：<u>投票送致を考慮し終了を１日繰り上げ（原則5日前→原則6日前）</u>
○再選挙・補欠選挙：<u>原則１日実施</u>

（2）在外選挙人名簿への登録申請
<u>在留届の提出時等における在外選挙人名簿への登録申請を可能にする</u>
〔現行は、３カ月の住所要件を満たした後に再度出頭して登録申請〕

※情報提供（便宜供与）　便宜供与として次のとおり実施
○比例代表選挙：現行どおり
○選挙区選挙：候補者名及び届出政党の名称の一覧を各在外公館に備え置き
各都道府県選管のＨＰに上記の情報を掲載
（総務省のＨＰからリンク）

二　選挙人名簿抄本の閲覧制度の改正

現行

○　閲覧させる場合が、法令上不明確

《現行において閲覧を認める取扱いとしている場合》

①　選挙人が自己又は特定の選挙人の登録の有無を確認するために閲覧する場合
②　候補者、政党、政治団体が選挙運動や政治活動を行うために閲覧する場合
③　報道機関や学術研究機関などが世論調査や学術調査を行うために閲覧する場合

○　閲覧に関する手続を明記した規定や、偽りその他不正の手段による閲覧に対する制裁措置がない

○　市町村によって便宜供与規定に基づき選挙人名簿抄本のコピーが可能
（コピーを認めている市町村は全体の約４分の１）

改正内容（施行期日：公布（平成18年6月14日）後6月以内において政令で定める日）

○　閲覧させる場合を明確化・限定

①　選挙人名簿の登録の有無を確認するために閲覧する場合

②　公職の候補者等、政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む）を行うために閲覧する場合

③　統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治・選挙に関するものを実施するために閲覧する場合

○　閲覧の手続等の整備（住民基本台帳の閲覧に準じた手続等）

○　偽りその他不正の手段による閲覧や目的外利用の禁止に対する違反等に対する制裁措置の新設（過料、刑罰規定の新設）（住民基本台帳の閲覧に準じた制裁措置）

○　選挙人名簿抄本のコピーの根拠となっている便宜供与規定を削除

・閲覧事項の利用目的、管理の方法等の明示
・閲覧事項を取り扱える者の範囲の明確化
・目的外利用・第三者提供の禁止
・不正閲覧等に対する報告徴収、勧告、命令
・閲覧申出者の氏名、利用目的の概要等の公表

など

（Ⅱ）参議院選挙区選出議員の選挙区の定数の改正

○　改正内容

選挙区	改正前議員数	改正後議員数	増減
栃木県	４人	２人	－２
群馬県	４人	２人	－２
千葉県	４人	６人	＋２
東京都	８人	１０人	＋２

○　施行期日等

公布の日（平成１８年６月７日）から施行し、施行日以後公示される参議院議員の通常選挙並びに当該通常選挙に係る再選挙及び補欠選挙について適用

（Ⅲ）国外における不在者投票制度の創設等

一　国外における不在者投票制度の創設

○　対象となる選挙人

特定国外派遣組織に属する選挙人で国外に滞在するもののうち、職務等のため選挙の当日投票することができないと見込まれるもの。

①　特定国外派遣組織とは、法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち次のいずれにも該当する組織であって、不在者投票が適正に実施されると認められるものとして政令で定めるもの。

(1)　当該組織の長が当該組織の運営について管理又は調整を行うための法令に基づく権限を有すること。

(2)　当該組織が国外の特定の施設又は区域に滞在していること。

②　特定国外派遣組織となる組織を国外に派遣することを定める法律の規定に基づき国外に派遣される選挙人（特定国外派遣組織に属する者以外）で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域に滞在しているものは、当該特定国外派遣組織に属する選挙人とみなす。

○　対象となる選挙

全ての選挙。

○　投票方法

国外にある不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出。

○　施行期日

公布の日（平成18年6月23日）から起算して９月を超えない範囲内で政令で定める日。

二　南極地域観測隊の隊員等のファクシミリ装置による投票

○　対象となる選挙人

国が行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織に属する選挙人（当該組織に同行する選挙人で当該組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む）で、次の①又は②に滞在するもののうち、職務等のため選挙の当日投票することができないと見込まれるもの。

①　南極地域にある科学的調査の業務の用に供される施設で国が設置するもの。

②　本邦と①の施設との間において当該組織を輸送する船舶で総務省令で定めるもの。

○　対象となる選挙

衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙。

○　投票方法

総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信（洋上投票同様）。

○　施行期日

公布の日（平成１８年６月２３日）から起算して６月を超えない範囲内で政令で定める日。